

第1章 研究の目的と方法

1. 研究の目的

本報告書は、平成18年度に厚生労働省から要請を受けて取り組んだ「若年者就職支援のサービス・モデルと支援者の要件に関する研究」の結果をとりまとめたものである。

近年、日本ではいわゆるフリーターといわれる不安定就業の状態にある若年者や、教育にも労働にも参画していないニートとよばれる若年無業者の存在が社会の関心を呼んでいる。現在、こうした若年者の自立支援は国家的政策課題として位置づけられており、労働、産業、教育、福祉その他の幅広い分野で関係行政機関による各種の取り組みが既に行われてきている。そればかりでなく、民間でもNPO団体や一部の企業で、若年者自立支援の自主的な取り組みが行われているところである。

こうしたさまざまな分野での活動が効を奏して若年者の不安定就業や失業といった職業問題が各地で解決されることは、少子高齢化社会が進展する日本社会の将来の発展にとって有意義な貢献をすると考えられる。

本研究は、こうした状況のなかで、不安定就業の状態や、就職の意欲と能力を持ちながら未就職の状態にある若年者に対して個別に相談・支援をするNPO団体等の活動における具体的なサービスのあり方を明らかにしようとするものである。

また、個別の支援現場で良質なサービスが確保されるためには、若年者と接してサービスを提供する者とその活動拠点となっている団体・組織等が果たす役割はきわめて大きい。そのため、本研究は、一人ひとりの支援者が活動拠点となっている団体・組織等との関わりにおいて実施する就職支援の活動内容を整理し、支援者がサービス提供者として備えることが望まれる要件を明らかにすることとした。

2. 研究の実施方針

フリーターやニートという言葉は、マスコミ等で頻繁に取り上げられ、その実態を解明するための数々の先行研究や、政府による大規模調査が既に存在する。それらの多くは、近年、不安定就業や無業などの職業的自立困難という問題を抱える若年者が増加した原因や背景を家庭、学校、産業界の動き等の社会の動向との関係で論じるものである。そして、職業的自立ができない若年者の増加は現代の日本社会特有の病理的現象のひとつだとする意見も少なくない¹。

¹ 内閣府経済社会総合研究所の現代社会病理の説明は「今日、現代社会病理(自殺の増加、うつ病やひきこもりの広まり、少年犯罪、児童虐待、ホームレスやフリーターなど不安定な人々の増加などの社会現象)の蔓延など、国民の「安全と安心」をめぐる状況は大きく変化している。」となっている。また、日本社会病理学会は機関誌「現代の社会病理」(2004年度)で特集「若年者の就業と社会適応」でフリーター問題の科学的考察を行っている。さらに、社会政策学会では2002年に、桑原(1999)の現代日本の抱える病理として職業的自立ができない若年者の増加についての評論を公表している。

さらに、国民は長期にわたり安定した職場で働くことが、その個人にとっても、社会にとっても、良いのであって、それ以外の働き方は危うく好ましくないとする考えに立っていると感じられるものが多くみられる²。その関連では、常用フルタイムの正社員でないと、生涯賃金額や社会保険の取り扱い、老年期の年金額等で不利になるという金銭面のマイナス効果がしばしば発生という理由で、いわゆるフリーターとしての働き方は職業選択に賢明さや計画性が不足したものだと位置づけるものがある³。

また、若年者本人の個人の生き方や生活という面の問題からではなく、国や自治体による社会運営のための経済基盤の健全化という視点からの議論がある。たとえば、フリーターやニート状態の若者が増えると、将来的な社会保障制度の脆弱化につながる可能性があるという議論である。この場合は、若年者の不安定就業等の問題解決は、国民の各年代層を視野に入れた世代間の利害調整や役割分担、国全体としての将来の労働力確保と財政基盤の堅持といった課題を解決するためのものである。

これには、直接的には他の年齢層に関わる問題を、当面の若年者就業問題に焦点を当てて議論し、マクロの政策課題を論じる素材のひとつとしているものが含まれる⁴。こうした議論に従うと、若年者就業問題の解決方針や方策は、若年者本人が計画する個人的幸福やキャリア形成欲求の充足の方策とは必ずしも合致しないことが起こりうる。

一方、本研究は、若年者個々人に対する個別の支援のあり方を研究するものである。そのため、研究・調査の視点や問題の捉え方など上記の先行の研究・調査と大いに異なるところがある。同時に、研究の実施に当たっては雇用政策からの要請によることを踏まえ、主としてNPO等民間団体が行っている若年者就職支援のあり方に焦点を絞り、就職促進の観点から、効果が高いと考えられる支援方法、支援内容の検討を行った。

具体的には、現に目の前にいる生身の若年者が就職問題を抱えて悩み、迷い、あるいは苦しんでいる場合に、就職支援機能をもった団体・組織にいる大人は、そのとき、どのようにすれば良いかということをはっきりとしようとした。それによって、現在、社会的な関心事とされている若年者の職業的自立問題を解決に導く役割の一つを担おうとした。なぜならば、雇用政策の観点からも、結局は、職業的自立の問題は個人の次元で解決されていなければ、問題解決とはいえないからである。そのためには、問題を抱える若年者一人ひとりに対する支援を行っている現場のサービスが、効果的で質の良いものであることは重要であるし、そのサービスの指標が明らかにされれば、サービスを提供する側にとっても、サービスを受ける側にとっても、有意義な情報になるであろう。

² 藤村(1997)は日本の雇用制度を再評価することの重要性を述べ、岩井(2006)は若年者の職業的成長のために一定期間は組織に定着することを奨励している。また、社団法人全国高等学校PTA連合会及び(株)リクルート(2006)の「高校生と保護者の進路に関する意識調査」や財団法人経済広報センター「若年者の就労に関するアンケート」の結果ではフリーターとして働くことへの否定的意見が多いことが示されている。

³ 三宅(2003)の既存の複数の調査結果からの考察及び小島(2006)の指導現場からの意見はそれを異なる視点から捉えている。

⁴ 雇用政策研究会(2005)、中川(2005)、橘木(2006)、野村総研(2005)

については、研究を進める姿勢としては、個人の問題解決への寄与を最大の眼目とした。一人ひとりの就職実現が積み重なることは、社会全体を活性化し、将来の不安を軽減することが可能になる。このことを斟酌すると、NPO等の民間団体に若年者就職支援のあり方についての専門的・技術的な情報を提供することの意義は大きいといえる。

こうしたことから、本研究における調査とその分析では、就職の実現に向けてどうすれば若年者の状況が改善するか、どのように援助することが就職の実現につながるのかを明らかにすることを重視した。

いうまでもなく、就職は求職する者と労働力を求める求人者の出会いがあり、互いに相手に求める条件が折り合って、一致することで実現する。きわめて現実的な行動によって成り立っていくのである。当然、若年者と労働市場の両方の状況を視野に入れて問題を検討することが必要である。

したがって、本研究はまず、NPO団体等に対するヒアリング調査によって、実際に若年者に対して提供されているサービスの事例を収集して、それらを分析・検討した。

もちろん、本研究では現場の個別ケースから得る情報以外の情報の重要性も意識した。若年者の職業的自立についての現在の日本社会の状況を把握するために必要な基本的な情報・知識は、広く集めて整理し、その上で、調査の企画、調査結果の分析等を行うこととした。つまり、社会全体の動向を見据えつつ、個別ケースの分析・検討を行って、問題を抱えた若年者一人ひとりの問題解決が、効果的に図られるための研究になるようにした。

3. 研究の方法

就職の実現や就職促進に向けての支援の実践例について、支援の内容・方法を中心に、若年者の就職支援を実施しているNPO団体（10団体）、民間企業（2社）及び公的機関（公共職業安定所4所、ジョブカフェ3所、青少年支援センター1所）からヒアリングを行った。

好事例とは、第一に、企業等に雇用されることによって就職し、就職後に職場に適応して安定した就業を行うことになったケース、第二に、企業等への就職や就職後の安定就業が実現したわけではないが、それらに向けて現状が著しく改善され、遠からず実現が期待されるケース、第三として第一あるいは第二に類似すると思われるケースの3つのうちのいずれかに該当するものである。

ヒアリングは、a. 団体等の運営責任者及びb. 実際に対象者の若年者に接して支援を担当している者、の2とおりに分けて行い、aからは団体・組織の活動の状況について聴取し、bから個別の支援事例における支援の状況を聴取した。それぞれ聴取する内容は、書面に要点を書き出して、ヒアリングの実施以前に調査対象者に提示した（参照：付属資料2-1、2-2）。